

# 青森県報

第四千九十九号

平成二十八年  
一月二十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

|  |          |   |
|--|----------|---|
| 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定   | (保健衛生課)  | 一 |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定   | (同)      | 一 |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出 | (同)      | 二 |
| 介護保険法による居宅サービス事業者の指定   | (高齢福祉課)  | 二 |
| 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定   | (同)      | 二 |
| 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定  | (こども課)   | 二 |
| 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退   | (同)      | 三 |
| 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出   | (下北地域)   | 三 |
| オフィス統合ソフトに関するライセンスの購入に係る一般競争入札                                       | (情システム課) | 三 |
| 大規模小売店舗の変更の届出  | (商工政策課)  | 四 |
| 右  | (同)      | 五 |
| 右  | (同)      | 六 |
| 建設業者の許可の取消し  | (中南地域)   | 七 |

## 告 示

青森県告示第三十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称        | 所 在 地          | 指 定 日        |
|------------|----------------|--------------|
| とわだ循環器内科   | 十和田市西十一番町四〇の三一 | 平成<br>二七・三・一 |
| メガ調剤薬局東青森店 | 青森市東造道三丁目四の一   | 二七・三・四       |
| なの花薬局十和田店  | 十和田市西十一番町四〇の三七 | 二七・三・五       |
| 横内耳鼻咽喉科医院  | 青森市中央二丁目二の三    | 二七・三・六       |

青森県告示第三十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾



平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                |                |               |
|----------------|----------------|---------------|
| 名 称            | 所 在 地          | 指 定 日         |
| とわだ循環器内科       | 十和田市西十一番町四〇の三一 | 平成<br>二七・三・二五 |
| なの花薬局十和田店      | 十和田市西十一番町四〇の三七 | 二七・三・二六       |
| 訪問看護ステーションにじの樹 | つがる市柏玉水米袋一五の一  | 二七・三・二六       |

青森県告示第四十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十五の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関がその指定を辞退したため、同法第十九条の十九第三号の規定により公示する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

|          |            |              |
|----------|------------|--------------|
| 名 称      | 所 在 地      | 指 定 辞 退 日    |
| あけぼの調剤薬局 | むつ市大平町四二の一 | 平成<br>二六・一・三 |

青森県告示第四十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項

| 加入区<br>の名称 | 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名   | 期 間                             | 指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 場 所 |
|------------|---|---------------------------------|-----------------------|
| 脇野沢        | むつ市脇野沢新井田二八<br>立石 政男<br>むつ市脇野沢寄浪二〇<br>中村 有男<br>むつ市脇野沢九艘泊一五七<br>中島 健次                        | 平成二十八年<br>一月二十日か<br>ら二月三日ま<br>で | 脇野沢村漁<br>業協同組合        |
| 猿ヶ森        | 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六<br>橋本 喜一<br>下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇<br>川口 潔<br>下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の<br>二一<br>石田 勝信 | 同右                              | 猿ヶ森漁業<br>協同組合         |

公 告

オフィス統合ソフトに関するライセンスの購入に係る一般競争入札  
次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書のとおりとする。

オフィス統合ソフトに関するライセンス 一式

二 納入期限

平成二十八年三月十八日

## 三 納入場所

青森県企画政策部情報システム課

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の販売に係る契約において、OA機器又はソフトウェアの営業品目を登録し、かつ、A又はBの等級に格付された者であること。

## 五 資格の確認等

3 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により、確認を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を平成二十八年一月二十九日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 六 確認結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一  
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
電話 〇一七 七三四 九一六〇

## 七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎東棟三階C会議室

2 日時 平成二十八年二月三日 午前十時

八 入札保証金に関する事項  
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

## 九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

## 十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

## 十二 その他

## 1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

## 3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ下田店

上北郡おいらせ町高田六九の一

## 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|             |   |   |                      |
|-------------|---|---|----------------------|
| 変<br>更<br>前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・二六<br>年月日 |
|-------------|---|---|----------------------|

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|             |   |   |                      |
|-------------|---|---|----------------------|
| 変<br>更<br>前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・二六<br>年月日 |
|-------------|---|---|----------------------|

四 届出年月日

平成二十七年十二月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十八年一月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年五月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|             |   |   |                      |
|-------------|---|---|----------------------|
| 変<br>更<br>前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・二六<br>年月日 |
|-------------|---|---|----------------------|

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|             |   |   |                      |
|-------------|---|---|----------------------|
| 変<br>更<br>前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・二六<br>年月日 |
|-------------|---|---|----------------------|

四 届出年月日

平成二十七年十二月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年一月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年五月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢ショッピングセンター

三沢市松園町三丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|     |  |     |   |     |              |
|-----|--|-----|---|-----|--------------|
| 変更前 | 国際興業株式会社<br>東京都中央区八重洲二丁目一〇の三<br>代表取締役社長 小佐野隆正<br>代表取締役副社長 河井一彦 | 変更後 | 国際興業管理株式会社<br>東京都中央区八重洲二丁目一〇の三<br>代表取締役社長 小佐野隆正 | 変更日 | 平成<br>二五・三・一 |
| 変更前 | 協同組合三沢ショッピングセンター<br>三沢市松園町三丁目一〇の一<br>代表理事 苦米地強                 | 変更後 | 変更無し  | 変更日 |              |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|     |   |     |              |
|-----|---|-----|--------------|
| 変更前 | 有限会社シーゲル<br>三沢市中央町三の一〇<br>代表取締役 坂田正         | 変更後 | 平成<br>三三・四・一 |
| 変更前 | 株式会社桜井薬品<br>三沢市岡三沢二の四七の一<br>代表取締役 桜井宏明      | 変更後 | 二七・五・三       |
| 変更前 | 有限会社オツシユ<br>上北郡おいらせ町古間木山五〇の一<br>代表取締役 梅木新一  | 変更後 | 二二・九・三〇      |
| 変更前 | 有限会社川守田パン<br>三沢市中央町一の七の二三<br>代表取締役 川守田礼子    | 変更後 | 二五・七・三       |
| 変更前 | 有限会社エフ<br>三戸郡五戸町上市川字石呑四一の六<br>代表取締役 佐々木千尋   | 変更後 | 二四・四・三〇      |
| 変更前 | 株式会社マルシェ<br>東京都中央区日本橋堀留町二丁目三の八<br>代表取締役 阿部学 | 変更後 | 二六・八・元       |

|                                       |                                  |  |  |                                     |  |   |  |   |  |
|---------------------------------------|----------------------------------|--|--|-------------------------------------|--|---|--|---|--|
| 株式会社大池商店<br>上北郡東北町字上笹橋一<br>代表取締役 大池謙一 | 株式会社水<br>三沢市古間木山八九<br>代表取締役 天間勝則 | 株式会社プロシステムズサービス<br>三沢市中央町四の三の八<br>代表取締役 中平洋子 | 株式会社藤田電気商会<br>八戸市下長一の六の二<br>代表取締役 藤田寛明 | ブランプリエ<br>三沢市平畑一の三の三六<br>代表取締役 中村克裕 | 有限会社三味羽や<br>三沢市中央町四丁目三の一<br>代表取締役 柳田光彦 | 株式会社プレッツェル<br>埼玉県吉川市南広島二一三の一<br>代表取締役 中川富士夫 | 株式会社イオンファインタジー<br>千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五<br>代表取締役 片岡尚 | 株式会社ヨシダカメラ<br>三沢市幸町一の九の一三<br>代表取締役 沼澤信夫 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 松山稔 |
| 二四・三二                                 | 八・七四                             | 八・七四   | 二五・八一                                  | 二二・〇一                               | 二七・七一                                  | 二五・八二〇                                      | 二七・六一  | 二〇・四一                                   | 二七・八六  |

四 届出年月日

平成二十七年十二月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十八年一月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年五月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社春栄建業

二 代表者の氏名 三上 真紀

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字田園三丁目一四

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一六二二七号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭